

四万B

1154

3

平成29年度樹立

国有林には、作業箇所等の立入禁止区域

国有林には、作業箇所等の立入禁止区域を設定しています。立入禁止区域では、立入および発砲を行わないでください。立入禁止区域の外であっても同区域に影響する位置や方向への発砲は行わないでください。

また、建物・道路・歩道等の施設が設置されていますので、管理者及び利用者等の入林者や当該施設への発砲は絶対に行わないようご注意ください。

令和6年度 吾妻森林管理署

